

株式会社高木屋におけるアサリ等の原産地不適正表示に関する措置について

◎ 概要

- 1 株式会社高木屋（南魚沼市舞子1992番地。代表取締役：高木義夫。以下「高木屋」という。）が、アサリの原産地が韓国であるにもかかわらず、「愛知県産」又は「熊本県産」と表示・販売していたこと等を確認しました。
- 2 このため、本日、高木屋に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号。以下「JAS法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づき表示の是正とあわせて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1 経過

- (1) 北陸農政局岡地域センターを通じアサリの原産地表示について疑義情報の提供があったことから、県は、平成25年11月から平成26年3月にかけて、高木屋に対して同地域センターと合同で調査を実施しました。
- (2) この結果、高木屋が、以下の不適正な行為を行っていたことを確認しました。
 - ア アサリについて、その原産地が韓国であるにもかかわらず、「愛知県産」又は「熊本県産」と表示し、少なくとも平成25年4月1日から10月31日の間、小売店等に122,134kg販売し、そのうち121,559kgについて、一般消費者向け商品として販売していたこと。
 - イ シジミについて、その原産地が茨城県、千葉県、愛知県及び島根県であるにもかかわらず、「三重県産」と表示し、少なくとも平成25年5月1日から10月31日の間、一般消費者向け商品として1,098kg販売していたこと。

2 違反の概要

- (1) 1 (2) のア及びイの表示は、JAS法第19条の13第1項の規定により定められた生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第4条第1項第2号及び第6条第2号の規定に違反するものです（別紙1参照）。
- (2) 1 (2) のアの表示は、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示34号）第2項に規定する表示に該当するものであって、同法第4条第1項の規定に違反するものです（別紙2参照）。

3 措置

県は、高木屋に対し以下の内容の指示を行いました。

(1) J A S法第19条の14第1項の規定（別紙1参照）に基づくもの

ア 販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに法第19条の13第1項及び第2項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。

イ 販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに品質表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。

ウ イの結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。

エ 全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

オ アからエまでに基づき講じた措置について、平成26年4月28日までに報告すること。

(2) 景品表示法第7条の規定（別紙2参照）に基づくもの

ア 全ての商品及び広告等の表示について、直ちに点検を行い、不適正な表示があれば速やかに適正な表示に是正すること。

また、今後一般消費者を誤認させるおそれのある不適正な表示を行わないこと。

イ 販売した一部の商品について、実際の実原産国とは異なる表示を行っていたことは、消費者に対し正しい表示を行う意識及び表示についての管理体制に不備があると考えられることから、これらを含め原因の究明を徹底すること。

ウ イの結果を踏まえ、再び同様の違反行為を行わないよう、表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内において不当な表示を防止する体制を確立すること。

エ 景品表示法その他法令に関して、全役員及び全従業員に対する教育を行い、法令遵守を徹底すること。

オ アからエに基づき講じた措置について、平成26年4月28日までに報告すること。

問い合わせ先

【J A S法について】

食品・流通課長 福原

(内線) 2940 (直通) 025-280-5303

課長補佐 平野

(内線) 2947 (直通) 025-280-5930

【景品表示法について】

消費者行政課長 本間

(内線) 2467 (直通) 025-280-5461

課長補佐 中川

(内線) 2468 (直通) 025-280-5462